

年金者向広報

共済だより

2022
Vol. 73



表紙の絵
募集

素敵な絵をお待ちしています！（詳細は15ページ参照）

「ゼラニウム」 埼玉県 古賀 富貴子さん

- 令和4年度の年金額 ～「改定通知書」を送付します～
- 雇用保険法による給付と年金の支給停止
- 6月に送付します 年金送金のお知らせ

令和4年度の年金額

～「改定通知書」を送付します～

◆ 年金額は前年度から0.4%の引き下げ

今年度の年金額は、前年度から0.4%の引き下げが基本となります。ただし、年金の加入期間等によっては年金額が変わらないことがあります。今年度の年金額の改定に関する詳細は、同封の通知文「令和4年度における年金額の改定等について」を参照してください。

今年度の年金額は、「改定通知書」で以下のとおりお知らせします。

金額は年額表示で、**私学事業団が支払う年金**を記載しています。

改定通知書【「共済年金」又は「厚生年金」いずれかの受給権がある場合】

〇〇〇〇年金 改定通知書			見本	NO. 1	決定年月日	R 4. 5.13	1/1
年金の種類	年金証書記号番号	受給権者氏名		生年月日			
① 〇〇〇〇年金	99-999999X	私学 太郎		S 26. 1. 1			
基礎年金番号	9500-987654	年金コード 9999					
事由発生日	改定事由	年金額 (円) ①	停止		支給年金額 ①-② (円)	支給年金額 変更年月	
			事由	停止額 (円) ②			
R 4. 4. 1	法律改正	② 1,020,579	③	0	④ 1,020,579	R 4. 4	
【参考】改定前の年金額・支給年金額等							
⑤ 年金額① 1,024,678円 停止額② 0円 支給年金額①-② 1,024,678円							

① 年金の種類、年金証書記号番号

老齢（退職）、障害、遺族の年金の種類を表示しています。

私学事業団にお問い合わせの際は、この年金証書記号番号をお伝えください。

② 年金額

今年度の年金額を年額で表示しています。

③ 停止（事由、停止額）

年金の全部又は一部が支給停止となっている場合、停止の事由、停止額を年額で表示しています。支給停止となっている場合、その停止は今回の改定により始まったものではなく、以前から停止となっていたものです。5ページの「年金の支給停止」も参考にしてください。

④ 支給年金額、支給年金額変更年月

今年度の支給額を年額で表示しています。実際の支払いは月額にして支給します。

6月定期支給（4・5月分）から今回の改定後（令和4年4月分）の年金額を送金します。

⑤ 【参考】改定前の年金額・支給年金額等

今回の改定前（令和4年3月分まで）の年金額・支給年金額です。②～④との差が、今回の改定による変更点となります。

なお、「退職共済年金」と「老齢厚生年金」のように、同じ事由の「共済年金」と「厚生年金」両方の受給権を持つ人の改定通知書には、以下のとおり1枚にそれぞれの内容を記載しています。

いずれも私学事業団が支払う年金について年額で記載しており、送金する際は、それぞれの額を月額にし、2か月分を偶数月の15日（土・日曜日、休日の場合はその直前の平日）に支給します。

※ 日本年金機構や公務員共済組合が支払う年金は含みません。

改定通知書【「共済年金」と「厚生年金」両方の受給権がある場合】

年金改定通知書		見本		NO. 1	1/1	
受給権者氏名	私学 一郎	生年月日	S 31. 1. 31			
1 年金の種類	〇〇（共済）年金	年金証書記号番号	99-999999C		決定年月日	R 4. 5.13
基礎年金番号	9500-876543	年金コード	9999			
事由発生年月日	改定事由	年金額（円） ①	停止		支給年金額 ①－②（円）	支給年金額 変更年月
			事由	停止額（円）②		
R 4.4.1	法律改正	2 224,582	3	0	4 224,582	R 4. 4
【参考】改定前の年金額・支給年金額等						
5 年金額① 225,484円 停止額② 0円 支給年金額①－② 225,484円						
1 年金の種類	〇〇厚生年金	年金証書記号番号	99-999999D		決定年月日	R 4. 5.13
基礎年金番号	9500-876543	年金コード	9999			
事由発生年月日	改定事由	年金額（円） ①	停止		支給年金額 ①－②（円）	支給年金額 変更年月
			事由	停止額（円）②		
R 4.4.1	法律改正	2 1,122,911	3	0	4 1,122,911	R 4. 4
【参考】改定前の年金額・支給年金額等						
5 年金額① 1,127,421円 停止額② 0円 支給年金額①－② 1,127,421円						

私学事業団の共済年金

私学事業団の厚生年金

①① 年金の種類、年金証書記号番号

老齢（退職）、障害、遺族の年金の種類を表示しています。
私学事業団にお問い合わせの際は、この年金証書記号番号をお伝えください。

②② 年金額

今年度の年金額を年額で表示しています。

③③ 停止（事由、停止額）

年金の全部又は一部が支給停止となっている場合、停止の事由、停止額を年額で表示しています。
支給停止になっている場合、その停止は今回の改定により始まったものではなく、以前から停止となっていたものです。5ページの「年金の支給停止」も参考にしてください。

④④ 支給年金額、支給年金額変更年月

今年度の支給額を年額で表示しています。実際の支払いは月額にして支給します。
6月定期支給（4・5月分）から今回の改定後（令和4年4月分）の年金額を送金します。

⑤⑤ 【参考】改定前の年金額・支給年金額等

今回の改定前（令和4年3月分まで）の年金額・支給年金額です。②～④、②～④との差が、今回の改定による変更点となります。

◆ 年金送金のお知らせ

6月定期支給（4・5月分）にかかる「年金送金のお知らせ」は、6月初旬に送付します。10・11ページを参照してください。

◆ 「改定通知書」が複数枚同封されている人

年金には、老齢（退職）、障害、死亡（遺族）を事由としたものがあり、一人で複数の事由の年金受給権を持っている場合、「改定通知書」を複数枚送付します。

異なる事由の年金は、原則として一つの年金を受給し、他の事由の年金は支給停止となりますので、それぞれの「改定通知書」の停止額、支給年金額の記載を確認してください。

「改定通知書」が複数枚になる主な事例としては、次のようなものがあります。

異なる事由の年金…原則として一方の年金を受給し、もう一方は停止されます。

「老齢（退職）給付」と「遺族給付」	老齢（退職）の年金は「61-」、遺族の年金は「63-」で年金証書記号番号が始まります。いずれかの年金に「併給調整」、「老齢給付相当」又は「遺族年金調整」による停止がかかります。
「老齢（退職）給付」と「障害給付」	老齢（退職）の年金は「61-」、障害の年金は「64-」で年金証書記号番号が始まります。いずれかの年金に「併給調整」による停止がかかります。
「遺族給付」と「障害給付」	遺族の年金は「63-」、障害の年金は「64-」で年金証書記号番号が始まります。いずれかの年金に「併給調整」による停止がかかります。

◆ 「改定通知書」が同封されていない人

本誌に「改定通知書」が同封されていない人には、後日「決定・改定・支給年金額変更通知書」等により今年度の年金額等をお知らせします。

ただし、老齢厚生年金・退職（共済）年金の繰下げ待機をしている人には、支給開始の申し出をするまで「改定通知書」「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金額の通知は送付しません。支給開始の申し出をしたいときは、私学事業団に連絡してください。

※ **退職等年金給付における退職年金（年金証書記号番号の末尾が「E」又は「F」の年金）は、改定のルールが公的年金とは異なるため、今回は通知の対象になりません。**

◆ 令和4年3月以降に退職した人

「改定通知書」は、すべての年金受給者の分を一斉に作成し送付しています。「改定通知書」の作成時点で私学事業団が退職を確認できていない場合、停止の事由は「在職中」のままになっています。

私学事業団が退職を確認でき次第、改めて在職中の停止を解除した通知書を送付します。

特に、私立学校等以外（民間企業や公務員等）を退職した場合、他の実施機関（日本年金機構や各共済組合）からの情報を待たなければならないため、一定期間を要します。

◆ 年金の算定期間を改定するとき

私学共済の老齢厚生年金の受給権者が私立学校等に在職中（第4号厚生年金被保険者）の場合、受給権発生後の加入期間を年金額の算定期間に反映するタイミングは次の①～④のい

ずれかになります。

- ① 退職したとき
- ② 65歳に到達したとき
- ③ 毎年9月1日（65歳以上の人に限り）（※）
- ④ 70歳に到達したとき（在職中であっても年金制度を脱退したものとみなします）

したがって、在職中の「改定通知書」に表示している年金額は、受給権発生時点又は①～④の時点より前の加入期間に基づいて計算しています。

※ 令和4年4月施行の法律改正により、65歳以上の人については、毎年9月1日に在職中の場合、10月分から年金額を改定することになりました。

◆ 年金の支給停止

今回の改定は、法令に基づいて今年度の年金額を計算したものです。「改定通知書」に停止の記載があるものは、今回から年金の支給を停止するものではなく、**以前から支給停止になっていた**ものです。「改定通知書」の「【参考】改定前の年金額・支給年金額等」の記載や、過去に送付した「改定通知書」などを併せて確認してください。

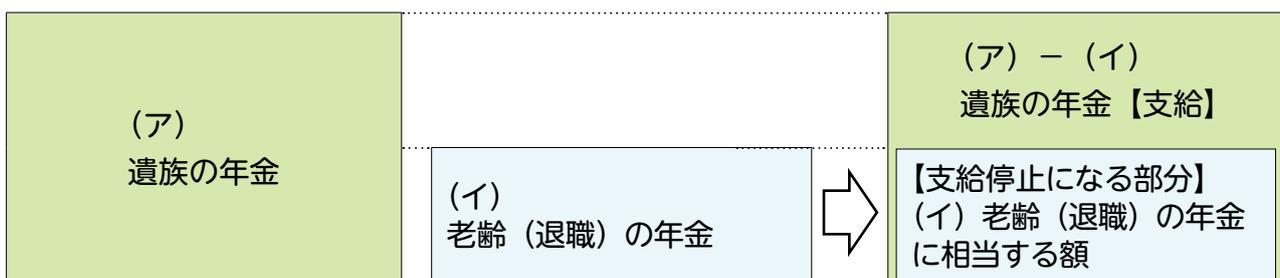
なお、問い合わせの多い停止の事由として、次のようなものがあります。

停止の事由	内 容
在 職 中	私学在職中を含む厚生年金保険の被保険者等である間の停止
併 給 調 整	老齢（退職）、障害、遺族の異なる事由の年金給付の受給権を複数有している場合の停止
配 偶 者 加 給	配偶者が障害給付や加入期間20年以上ある老齢（退職）給付を受給していることによる加給年金額の停止
老 齢 給 付 相 当	遺族給付において、老齢（退職）給付分を優先的に受給することによる停止

※ 停止の事由は他にもあります。

◆ 遺族厚生年金・遺族（共済）年金の「老齢給付相当」停止

65歳以上の人がある遺族厚生年金・遺族（共済）年金の受給権を有する場合、自身の老齢厚生年金・退職（共済）年金を優先して支給します。



※ 自身の(イ)老齢(退職)の年金の方が高額の場合は、(ア)遺族の年金の支給はありません。

◆ 在職中の支給停止（報酬が変わったときの取り扱い等）

老齢厚生年金・退職（共済）年金の受給権者が在職中である場合、年金額と報酬額により、年金の一部又は全部が支給停止になることがあります。

この支給停止について、「再雇用等により報酬が下がったにもかかわらず、年金の支給停止額が変わっていないのはなぜですか」といった問い合わせが多いため、在職中の支給停止のしくみを説明します。

在職中の支給停止の基本的な考え方

基本月額（※1）と総報酬月額相当額（※2）の合計額が47万円を超えるときは、超えた額の2分の1の基本月額を支給停止します。

支給停止額計算式 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47万円) × 2分の1

※1 年金額（報酬比例部分）× 12分の1

※2 在職支給停止額計算の対象となる月の標準報酬月額 + その月以前1年間の標準賞与額 × 12分の1

学校等から報告される報酬や賞与によって「標準報酬月額」や「標準賞与額」が決まり、それを受けて総報酬月額相当額を算出します。標準報酬月額の改定や標準賞与額の有無によって総報酬月額相当額が変わり、その都度、年金の支給停止額計算を行います。

〈参考〉令和4年3月以前の在職中の支給停止

65歳未満で在職中の場合、次のような支給停止額計算を行っていました。

① 総報酬月額相当額が47万円以下のとき

支給停止額計算式 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 2分の1

② 総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

支給停止額計算式 = (47万円 + 基本月額 - 28万円) × 2分の1
+ (総報酬月額相当額 - 47万円)

なお、65歳以上で在職中の場合は、支給停止の考え方に変更はありません。

標準報酬月額の改定

定年等による再雇用の際に、学校等が報酬月額の変動を私学事業団に報告するには、次の(1)(2)の方法があります。

(1) 標準報酬月額改定

報酬が変わった月から3か月間の報酬月額の平均が、従前の標準報酬月額の等級に比べて2等級以上増減したときに、4か月目に標準報酬月額の改定を行うもの

例) 4月に報酬が変動し、4～6月の報酬月額を7月に報告

➡ 標準報酬月額が変わるのは7月から

(2) 即時改定

60歳以上で定年等により退職し、1日も空白のない再雇用により報酬が変わり、従前の標準報酬月額の等級に比べて1等級以上増減したときに、本人が希望した場合、再雇用の月から標準報酬月額の改定を行うもの

例) 4月に報酬が変動し、4月に報酬月額を報告

➡ 標準報酬月額が変わるのは4月から

前記(1)(2)のどちらに該当するかにより、標準報酬月額が改定される時期が異なるため、支給停止額が変わる時期も異なることになります。

支給停止にかかる標準賞与額の影響

総報酬月額相当額には、年金の支給停止額計算の対象となる月以前1年間の標準賞与額の12分の1が合算されます。そのため、6ページ(1)(2)のように標準報酬月額の改定があったとしても、標準賞与額に変動がないため、年金の支給停止額計算をした結果、支給停止額があまり(又はまったく)変わらないことがあります。以下の算出事例を参照してください。

年金支給計算に使用する総報酬月額相当額の算出事例

例1) 標準報酬月額改定…令和4年4月に報酬が変動し、4~6月の報酬月額を7月に報告する場合
(令和4年4月以降は賞与の支給なし) [単位: 万円]

年 月	令和3年						令和4年								
	4	5	6	7	11	12	1	2	3	4	5	6	7		
報酬	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	20	20	20	20
標準報酬月額	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	20
標準賞与額	—	—	90	—	—	90	—	—	—	—	—	—	—	—	—

報酬は20万円に下がったが、標準報酬月額は50万円のまま

標準報酬月額が変わるのは7月から

A 令和4年4月の総報酬月額相当額

$$\begin{array}{l} \text{標準報酬月額} \\ \rightarrow \frac{50 \text{ 万円}}{R4.4} + \frac{\text{標準賞与額}}{R3.6} \frac{(90 \text{ 万円} + 90 \text{ 万円})}{R3.12} \times 12 \text{ 分の } 1 = \frac{\text{総報酬月額相当額}}{R4.4} = \frac{65.0 \text{ 万円}}{R4.4} \end{array}$$

B 令和4年6月の総報酬月額相当額

$$\rightarrow \frac{50 \text{ 万円}}{R4.6} + \frac{90 \text{ 万円}}{R3.12} \times 12 \text{ 分の } 1 = \frac{57.5 \text{ 万円}}{R4.6}$$

C 令和4年7月の総報酬月額相当額

$$\rightarrow \frac{20 \text{ 万円}}{R4.7} + \frac{90 \text{ 万円}}{R3.12} \times 12 \text{ 分の } 1 = \frac{27.5 \text{ 万円}}{R4.7}$$

例2) 即時改定…令和4年4月に報酬が変動し、4月に報酬月額を報告する場合
(令和4年4月以降は賞与の支給なし) [単位: 万円]

年 月	令和3年						令和4年						
	4	5	6	7	11	12	1	2	3	4	5	6	7
報酬	50	50	50	50	50	50	50	50	50	20	20	20	20
標準報酬月額	50	50	50	50	50	50	50	50	50	20	20	20	20
標準賞与額	—	—	90	—	—	90	—	—	—	—	—	—	—

報酬は20万円に下がり、標準報酬月額を20万円に改定

A 令和4年4月の総報酬月額相当額

$$\begin{array}{l} \text{標準報酬月額} \\ \rightarrow \frac{20 \text{ 万円}}{R4.4} + \frac{\text{標準賞与額}}{R3.6} \frac{(90 \text{ 万円} + 90 \text{ 万円})}{R3.12} \times 12 \text{ 分の } 1 = \frac{\text{総報酬月額相当額}}{R4.4} = \frac{35.0 \text{ 万円}}{R4.4} \end{array}$$

B 令和4年6月の総報酬月額相当額

$$\rightarrow \frac{20 \text{ 万円}}{R4.6} + \frac{90 \text{ 万円}}{R3.12} \times 12 \text{ 分の } 1 = \frac{27.5 \text{ 万円}}{R4.6}$$

その他

- ・民間企業に勤めている場合は日本年金機構（年金事務所）、公務員等の場合は各共済組合が報酬月額等の情報を管理しています。私学事業団では、その情報を受けて年金の支給停止額計算を行っています。民間企業、公務員等の報酬月額等の扱いについては、各実施機関にお問い合わせください。
- ・経過的職域加算額（退職共済年金）、退職（共済）年金の職域部分は、私立学校等に在職中の場合、報酬等の額にかかわらず支給停止となります。

雇用保険法による給付と年金の支給停止

雇用保険法による基本手当を受給する場合の支給停止 （65歳前の人）

退職したことに伴いハローワーク（公共職業安定所）に求職の申し込み（※1）をした場合は、申込日の翌月分から老齢厚生年金（65歳前に限ります）が支給停止となります。

支給停止になる期間

- ・求職の申し込みを行った日の属する月の翌月から、受給期間が経過した日の属する月、又は所定給付日数を受け終わった日の属する月までとなります（※2）。
- ・基本手当を1日でも受給すると、1か月分の年金は停止されます。基本手当の受給終了後に各月に受けた基本手当の日数を30日ずつにまとめて事後精算します（※2）。
- ・基本手当を受給可能な期間中であっても、基本手当を1日も受給していない月（待期、離職理由による給付制限期間を除きます）は年金が支給されます。

※1 ハローワークに求職の申し込みをする場合は、事前に基本手当の日額を計算して、すべての老齢厚生年金の合計額と比較するなど、十分に検討してから手続きをしてください。

※2 基本手当の受給が終了した場合や就職した際は、年金の支給停止の解除にかかる手続きは不要です。ただし、求職申し込み後に基本手当の受給資格の取り消し（求職取消）や受給期間の延長をしたときは、手続きが必要となります。速やかに私学事業団に連絡してください。

私学事業団への手続き

原則不要です。ただし、老齢厚生年金の請求時等に雇用保険被保険者番号の届け出をしていない場合は、以下の書類を私学事業団に提出してください。

- ・「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届（様式第583号）」
- ・ハローワークから発行される「雇用保険受給資格者証」のすべての面の写し

雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金等を受給する場合の支給停止（65歳前の人）

高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金を受給する場合、老齢厚生年金（65歳前に限ります）は支給停止の対象となります。

支給停止のしくみ

在職中を事由とした支給停止（6～8ページ参照）に加えて、原則として標準報酬月額額の6%が支給停止されます。

ただし、標準報酬月額や60歳の時点で受けていた賃金（以下「60歳時賃金」といいます）の額により、支給停止額が標準報酬月額額の6%未満になる場合もあります。

支給停止とならないとき

次の①～③いずれかに該当するときは、この支給停止は行われません。

- ① 標準報酬月額が60歳時賃金の75%以上であるとき
- ② 標準報酬月額が支給限度額以上であるとき
- ③ 高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金が支給されないとき

私学事業団への手続き

原則不要です。ただし、老齢厚生年金の請求時等に雇用保険被保険者番号の届け出をしていない場合は、次の書類を私学事業団に提出してください。

- ・「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届（様式第583号）」
- ・ハローワークから発行される「高年齢雇用継続給付支給（又は不支給）決定通知書」の写し

年金に関する質問や相談は

お近くのガーデンパレス共済業務課、広報相談センター相談班にお問い合わせください

受付時間 月～金曜日 9:00～17:15（年末年始及び祝日を除きます）

お問い合わせの際は、「年金証書記号番号」又は「基礎年金番号」が確認できるものをお手元に用意してください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態となっており、ご迷惑をおかけしています。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑していますので、お近くのガーデンパレス共済業務課をご利用ください。

共済業務課（直通）	札幌 ガーデンパレス	☎ 011(222)6234
	仙台 ガーデンパレス	☎ 022(299)6231
	名古屋 ガーデンパレス	☎ 052(957)1388
	大阪 ガーデンパレス	☎ 06(6393)9701
	広島 ガーデンパレス	☎ 082(262)1134
	福岡 ガーデンパレス	☎ 092(752)0651
共済事業本部 広報相談センター相談班		☎ 03(3813)5321(代表)

※電話番号のお間違えがないようにお願いします。

私学共済ホームページもご活用ください <https://www.shigakukyosai.jp/> 私学共済

検索

6月に
送付します

年金送金のお知らせ

「年金送金のお知らせ」は、令和4年6月定期支給期から令和5年4月定期支給期までの年金支給額等をお知らせする通知です。原則として年1回、毎年6月定期支給期前に送付しています。

ただし、年金支給額等に変更があった場合は、その都度、変更後の内容をお知らせします。年金から所得税以外に控除されている額がある場合は、支給額が変わらなくても毎回お知らせします。

年金送金のお知らせ **見本** 令和4年5月30日

令和4年6月定期支給期から下記の金額が支払われますのでお知らせします。

受給権者氏名 私学 花子 (昭和25年12月2日生)
年金証書記号番号 61-999999 (アルファベットは省略しています)
基礎年金番号 9500-999999
送金先金融機関 ユシマ 普通預金
オチャミス **1** 077****

令和4年6月定期支給期(令和4年6月15日)以降にお支払いする金額 **2** 254,394 円

内訳は以下のとおりです。

		計	
算出上支給額	3 258,332 円	4 332 円	258,664 円
内訳	5 B 250,000 円	E 166 円	
	D 8,332 円	5 F 166 円	
	6		
	7		
	8		
所得税(納付)	9 4,270 円		4,270 円
	10		
控除額(調整額)	11 0 円	0 円	0 円
差引支給額		2 254,394 円	

1 個人情報保護のため、送金先金融機関の口座番号の一部を「*」で表示しています。

2 算出上支給額の合計から所得税・調整額・社会保険料などを差し引いた1回当たりの送金額です。

3 年金区分A～Dの年金の支給年金額を12で除した支給月額の2か月分です。

4 年金区分E・Fの年金の支給年金額を12で除した支給月額の2か月分です。

※ **3****4**の額を算出する際に1円未満の端数が出た場合は、令和5年2月定期支給期に端数分を加算して支払います。

5 〈年金区分〉
A 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金、恩退年金
B 共済年金 (～平成27年9月受給権発生)
C 経過的職域加算額(共済年金)
D 厚生年金
E 退職等年金給付(終身)
F 退職等年金給付(有期)

6～**11**
6退職一時金の返還額 **7**介護保険料
8国民健康保険料又は後期高齢者医療制度の保険料
9所得税 **10**住民税 **11**調整額(過去の過払いへの充当額など)
(該当する金額がない場合、**6**～**8**、**10**は空欄になります)

注 情報を保護するため、圧着ハガキで送付します。ご覧になる際はゆっくりはがしてください。

年金送金のお知らせ Q & A

Q1 「年金送金のお知らせ」は定期支給期ごとに毎回送付されますか？

A1 「年金送金のお知らせ」は6月定期支給期前に送付します。他の定期支給期は、次の①②のいずれかに該当したときに送付します。

- ① 前回と今回の送金額（差引支給額）が異なる場合
ただし、2月定期支給期の端数加算による相違は除きます（10ページ※欄参照）。
- ② 所得税以外に年金から控除されている額がある場合（10ページ見本の⑥～⑧、⑩、⑪参照）。

Q2 住所変更届を提出したのに、「年金送金のお知らせ」が変更前の住所に送付されたのはなぜですか？

A2 私学事業団で「年金受給権者 住所変更届」を受け付けた後、住所変更の処理が完了するまでに約1か月かかります。そのため、「年金受給権者 住所変更届」を受け付けた時期によっては、「年金送金のお知らせ」が変更前の住所に届くことがあります。

Q3 年金証書番号の数字が同じでアルファベットが違う年金証書を4枚持っていますが、「年金送金のお知らせ」は1枚のみで、見方がわかりません。

A3 アルファベットは年金区分を表しています。「算出上支給額」の内訳欄に、それぞれの金額を表示します。共済年金や厚生年金（A～D）は左側（見本の③）に、退職等年金給付（E・F）は右側（見本の④）に表示します。所得税は、課税対象となる額の合計額に対して一体的に課税されます。また、実際に送金され、通帳等で確認できるのは「差引支給額」（見本の②）です。

Q4 「年金送金のお知らせ」の算出上支給額の合計が改定通知書等の支給年金額を6で割った額と合わないのはなぜですか？

A4 奇数月から支給年金額が変わった場合、その直後の定期支給期に支給する偶数月分の年金は変更前の額、奇数月分の年金は変更後の額となるため合わない場合があります。

事例 令和4年6月に加給年金額を失権した場合は、7月分から加算されません。

- ・6月定期支給期（6月15日支給）：4・5月分とも加給年金額の加算あり
- ・8月定期支給期（8月15日支給）：6月分は加給年金額の加算あり
7月分は加給年金額の加算なし
- ・10月定期支給期（10月14日支給）：8・9月分とも加給年金額の加算なし

この事例の場合は、定期支給期ごとに送金額（差引支給額）が変わるため6・8・10月定期支給期に「年金送金のお知らせ」を送付します（Q1参照）。

氏名変更のお届けをお忘れなく

再婚や離婚、養子縁組や復氏等で氏名を変更した場合は、「年金受給権者 受取機関・氏名変更届」による変更手続きが必要です。私学事業団に登録されている氏名が口座名義や住民基本台帳ネットワークの情報と一致しないと、年金の送金ができなくなることがあります。

変更手続きが済んでいない場合は速やかに手続きをしてください。また、遺族の年金の受給者が再婚した場合は失権となりますので、必ず私学事業団に連絡してください。

私学事業団の宿泊施設



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

京都カーテンパレス

☎075(411)0111(代表)

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、2番出口から
徒歩8分
<https://www.hotelgp-kyoto.com>



京都御苑は、京都御所を内包する国民公園として一般に公開されています。旧公家屋敷跡や庭園の他、保護された自然環境が印象的です。例年、準絶滅危惧種のアオバズク（フクロウ科）が新緑のころに渡来し、越冬のため日本を去る秋まで御苑の敷地内の神社の周辺などで営巣します。夕方には「ホッホ、ホッホ」と鳴き声が聴こえ、7月中旬以後は親鳥に寄り添うヒナを見ることができるともかもしれません。

京都ガーデンパレスに宿泊して、自然豊かな京都御苑を散策してみませんか。



京都御苑（京都ガーデンパレス前）



京都御苑のアオバズク

料金案内



四季彩プラン

1泊2食(2名1室／1名様)..... **11,500円～**
(1名1室／1名様)..... **12,000円～**

取扱期間：通年（年末年始を除きます）

夕食：フレンチ・京会席・京おばんざいから選べます。

朝食：和定食・洋定食から選べます。

※京都市宿泊税 200 円が別途必要になります。



京都御苑 九條池



フレンチ（イメージ）



京会席（イメージ）



京おばんざい（イメージ）

新型コロナウイルス感染症への対応

宿泊施設（ガーデンパレス・宿泊所・保養所）では、皆様に安心して宿泊していただくため、徹底した感染予防対策に努めています。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、状況により掲載の宿泊プラン等の内容に変更が生じることがあります。

詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

- ご予約・お問い合わせは、各施設でお電話により承ります。
- 私学共済ホームページ〔しがくのやど〕
<https://www.shigakukyosai.jp/yado/> からご予約いただけます。



たいがくそう 対岳荘

☎0460(82)2094

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312
JR「小田原」駅・箱根登山電車「箱根湯本」駅からバスで「大平台」
下車、徒歩2分。箱根登山電車「大平台」から徒歩5分



箱根登山電車は、山のふもとの「箱根湯本」駅から「大文字焼き」(8月中旬)で有名な早雲山の中腹にある「強羅」駅までを運行する山岳鉄道です。

例年7月中旬まで車窓から見る紫陽花が名物となっています。

対岳荘の最寄り駅「大平台」駅から「あじさいの小径」と書かれた看板のある細い道を線路沿いに進むと、真っ赤な登山電車と鮮やかな紫陽花の景観を楽しむことができます。

紫陽花が見ごろの箱根にぜひお越しください。



箱根登山電車 (イメージ)

料金案内

味彩プラン

1泊2食(2名1室(和室) / 1名様) **13,500円~**
(土曜・休前日・繁忙期は14,000円~)

取扱期間: 通年(年末年始を除きます)

※食事を少なめにした「漫湯プラン」(1泊2食12,000円~、休前日・年末年始・繁忙期を除きます)もあります。



温泉 (自家源泉)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT



大阪ガーデンパレス

☎06(6396)6211(代表)

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35
JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」
駅②号出入口階段を経由して高架下から無料シャトルバス(始発
7:05~最終23:05、15分間隔)で3分
<https://www.hotelgp-osaka.com>



高いビルが建ち並ぶ大阪市中心部のオフィス街に、初夏の花々が心地よいアクセントを与えてくれます。見ごろは少し過ぎますが、中之島公園ではばらの花が大輪を咲かせ、城北公園では鮮やかな花菖蒲が6月の大阪を彩ります。

ばらの花言葉は「感謝」。今年9月に開業40周年を迎える大阪ガーデンパレスでは、皆様に「感謝」の気持ちを込めて特別な宿泊プランを用意しました。

大阪ガーデンパレスを拠点に初夏の大阪をお楽しみください。



中之島公園



城北公園

大阪ガーデンパレスは令和4年9月20日に開業40周年を迎えます

開業40周年記念 ツインルームプラン ~釜飯御膳と朝食バイキング~

1泊2食(2名1室 / 2名様) **16,000円**

取扱期間: 令和5年3月31日まで
(年末年始を除きます)

特典: ホテル正面の「天然温泉ひなたの湯」のタオル付
入浴券をプレゼント(1泊につき1枚)

夕食: 出汁に自信の「選べる釜飯御膳」
和食堂「花綴」17:00~21:00
(ラストオーダー20:00)

内容: 季節の前菜盛り合わせ・季節の鮮魚造り・季節
の天婦羅・季節の海鮮土瓶蒸し・選べる釜飯
※釜飯は5種類からお好きなものを選んでください。
※レストラン「シーズン」でのコース料理に変更す
ることもできます。

朝食: 和洋バイキング
レストラン「シーズン」7:00~9:30

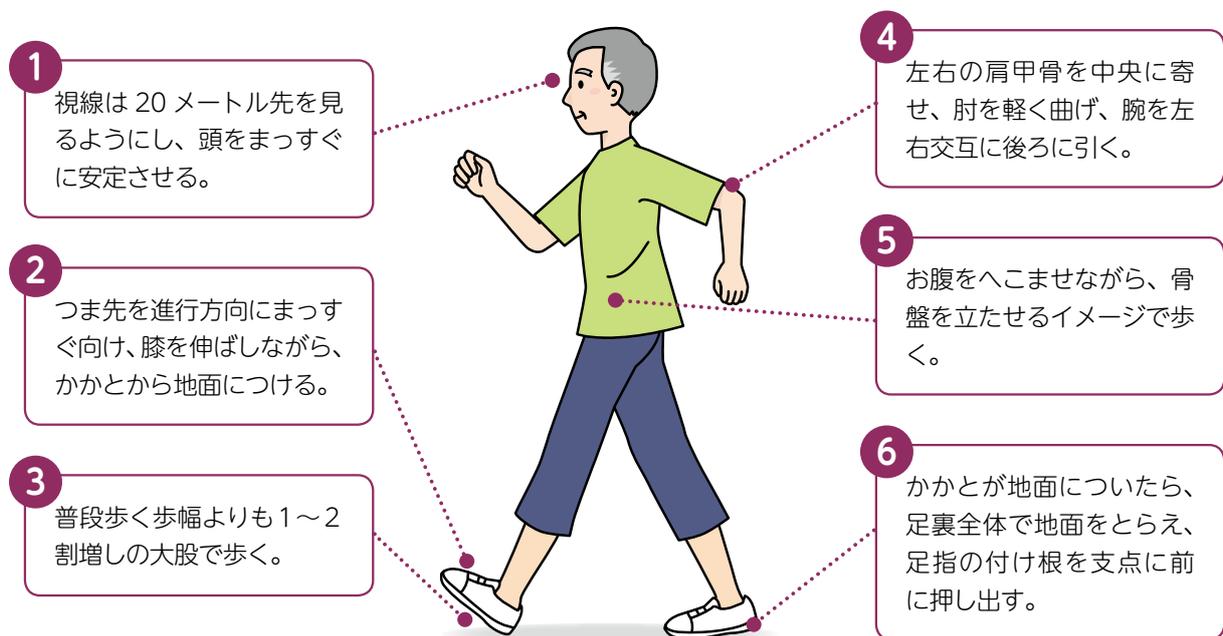
ポイントを意識して無理なく ウォーキング

東京臨海病院 リハビリテーション室 室長 かさほう たけとし 笠原 剛敏

ウォーキングは、ケガなどが生じる危険が少なく、カラダに良い有酸素運動です。今回は、カラダに負担をかけない効果的なウォーキングのポイントを紹介します。

正しいフォームで上半身・下半身を連動させ、カラダ全体を使いましょう

普通に歩くだけでは、健康づくりや運動不足の解消になりません。まず、図の①～⑥のポイントを意識し、カラダに無理がなく、理にかなった姿勢（フォーム）を身につけましょう。



1日の目標は、65歳から74歳の人7,000歩、 75歳以上の人5,000歩、そのうち中強度の歩行を20分間

適切な身体活動量として、「65歳から74歳までは1日7,000歩、75歳以上は1日5,000歩、そのうち中強度の歩行を20分間」といわれています。中強度の歩行とは、「何とか会話はできるが、息が弾むペースで、うっすら汗ばむ速歩き」をいいます。

ただ歩数を増やすことよりも、正しいフォームで、力強く速歩きすることが重要です。少し運動負荷が生じる歩道橋や信号が少なく長い直線道路、景色が楽しめるコースを使い、効果的かつ飽きずに続けられる工夫をしましょう。

ウォーキングの注意点

- 食事摂取1時間経過後を目安に運動を行うようにしましょう。
- 持病のある人は、必ずかかりつけの医師に相談しましょう。
- ウォーキング前の準備として、カラダを大きく動かすような軽い体操、筋肉の柔軟体操を行きましょう。

読者のページ

たくさんのご応募
ありがとうございます
ございました



「ボルドーの薔薇」
東京都 志村 明彦さん



たかさご ゆり
「高砂(台湾)百合」
千葉県 阿部 清司さん

同窓会 いくつになっても 緑ちゃん
千葉県 砂子坂 緑さん

ビッグボス 我が家は誰と 子に問われ
埼玉県 野村 繁雄さん

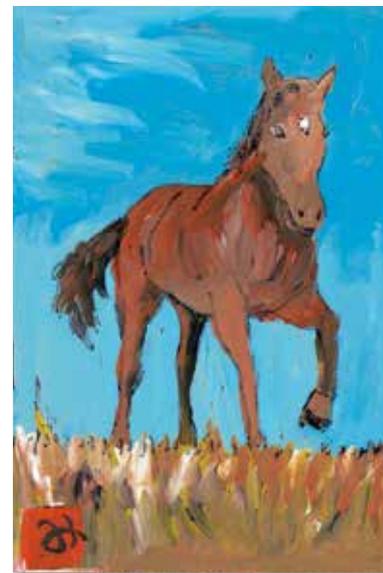
川柳

山脈の 全てが見える 青田かな
青森県 菊池 たいさん

俳句

趣味友の 還暦パーティは オンライン
タブレットから 優しさ届く
熊本県 岸本 直子さん

短歌



「野馬」
兵庫県 高橋 通雄さん

絵画

作品募集

募集対象者 年金者の作品に限ります。
作品に以下の①～③を書き添えてください。
①年金証書記号番号
②年金受給権者の氏名
③住所

表紙絵 『共済だより』の表紙を飾ってみませんか。
6・10・1月号にふさわしい絵がありましたら、
ぜひご応募ください。
▶作品サイズ B4判程度で横長のもの
▶作品の裏に「絵のタイトル」を記入してください。
▶水彩・油彩・版画など種類は問いません。

短歌・俳句・川柳・絵手紙
テーマは自由です。

写真 写真にまつわるエピソードと一緒に、とっておきの一枚をお送りください。

文章作品 趣味や日課、最近の出来事などテーマは自由です
(200～400字程度)。

- * 掲載させていただいた人には図書カードをお贈りします。
- * 作品は私学共済ホームページにも掲載させていただきます。
- * 掲載時、匿名を希望する人は、その旨を書き添えてください。
- * 応募作品は原則返却いたしません。返却を希望する場合は、その旨を書き添えてください。
- * 作品の選考・掲載に関するお問い合わせは、ご遠慮ください。
- * 応募の際にいただいた個人情報については、図書カードの送付にのみ使用します。

送付先

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
私学事業団 広報相談センター 作品募集係

通信研修・通信講座のお知らせ

私学事業団では、充実した生涯生活を過ごしていただくために産業能率大学が実施する「通信研修」とNHK学園が実施する「生涯学習通信講座」を割引で斡旋・紹介しています。

産業能率大学が実施する「通信研修」の約400講座、NHK学園が実施する「生涯学習通信講座」の約100講座が割引利用の対象となります。

そのうちの一部を紹介します(令和4年4月1日現在)。

注 申し込みや講座名・内容等の詳細は、下記の「産業能率大学」、「NHK学園」にお問い合わせください。

●産業能率大学 通信研修 コース一覧(一部)				●NHK学園 生涯学習通信講座 コース一覧(一部)			
No.	コース名	受講期間	特別受講料(税込み)	No.	コース名	受講期間	特別受講料(税込み)
1	筆ペンでらくらく 美文字マスター	2か月	11,000円	1	小島健のはじめての俳句 (入門歳時記付)	6か月	21,700円
2	話す力を磨く	2か月	15,400円	2	新・自分史入門 ~私を書く・家族を書く	6か月	28,040円
3	心とカラダを整える! はじめてのマインドフルネス	2か月	11,000円	3	楽しくスケッチ	6か月	17,900円~
4	ここで差がつく! 正しいことばづかい	2か月	22,000円	4	令和に学ぶ万葉集	3か月	15,400円
5	仕事サクサク! パソコン超速ワザ 205	2か月	9,900円	5	プロが答える 写真上達のコツ入門	6か月	29,060円

※特典：通常受講料の2,000円引き(一部講座を除きます)

▶申し込み・問い合わせ先

産業能率大学 社会人学習係

〒158-8630 東京都世田谷区等々力6-39-15

☎ 03(5758)5119

<https://www.hj.sanno.ac.jp/route/index/shigaku/>

▶申し込み・問い合わせ先

NHK学園 団体受講係

〒186-8001 東京都国立市富士見台2-36-2

☎ 042(572)3151 FAX 042(574)1006

<https://www.n-gaku.jp/life/>

私学事業団が年金者の皆様に対し 会費の振り込みをお願いすることは一切ありません

日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)は、厚生年金保険の実施機関として、法律に基づき私学共済に加入していた期間にかかる年金を支給する団体です。

「全国私学共済年金者連盟」や「私学共済年金全国協議会」は、私学共済年金受給者が運営している任意加入の団体で、私学事業団とは別の団体です。

「共済だより」は、私学事業団から年金についてのお知らせや健康増進・福祉事業・宿泊施設のご案内などをするための広報誌です。私学共済の年金を決定したすべての人を対象としていますので、在職中等の理由で年金が全額停止となっている人にも送付しています。

「共済だより」は、6月、10月、1月に発行します

共済だより 第73号
令和4年6月1日発行

編集・発行 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)5321(代表)